

議 第 5 号

公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に
向けた慎重な議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

一部の地方議員が、一般社団法人に会費を支払って形式上は理事に就任し、被用者保険に加入して低い報酬に応じた安い保険料を納付することにより、本来、国民健康保険で支払うべき、議員報酬に見合った高額な保険料を回避していた事案が明らかとなった。

公的医療保険は、負担能力に応じた保険料を支払うことで誰もが必要な医療を受けられるという支え合いが基盤となっており、制度を維持するためには、生計の実態に応じた保険に加入した上で、適切な保険料を納付することが不可欠である。

一方で、国民健康保険は現役世代の保険料が高額になりやすい構造であり、全額自己負担となっているが、被用者保険は、事業者と被用者が折半で保険料を負担する仕組みであることに加え、主たる収入に関わらず加入要件を満たす場合は優先して適用されるといった課題も指摘されており、公平性の確保に向けた検討が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、適正な費用負担の仕組みづくりなど、公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けて慎重に議論するよう強く要請する。